



### 平成27年4月1日から市役所本庁舎および分庁舎の電話番号が変わります

電話番号の変更に向けて次のような運用を始めています。



○市役所から発信した電話の着信表示を、変更後の新しい電話番号(新番号)で表示。(着信表示された電話番号に返信すると発信した電話機につながります。)

○市役所から発送する文書等に、順次、新番号を記載。

○平成27年3月31日までの約1年間は、今までの番号と新番号の両方が使用可能。

市役所の電話番号を電話機等に登録している人は、新番号への変更をお願いします。

変更する各部署の新番号は、広報おのみち3月号13頁か市ホームページをご覧ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎総務課(☎0848-38-9332)

### 固定資産税・都市計画税の納期限等

■固定資産税・都市計画税の納税通知  
平成26年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書は、5月中旬に発送予定です。

#### 納期限

【第1期】6月2日(月)

【第2期】7月31日(木)

【第3期】9月30日(火)

【第4期】12月25日(木)

#### ■固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

縦覧期間 実施中～6月2日(月)

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

※課税台帳(名寄帳)の閲覧は、縦覧期間中は無料です。

※詳しくは広報おのみち3月号12頁をご覧ください。

#### ☎資産税課

(☎0848-38-9162・0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係

(☎0845-26-6228)

### 水道局の「料金・検満メーター取替業務」を委託しています

平成26年度の受託事業者は、次のとおりです。

#### ■料金業務

委託事業者 フジ地中情報(株)広島支店

委託期間 4月1日～平成27年3月31日

委託内容 電話・窓口業務、閉開栓異動業務、検針業務、調定・請求業務、収納・還付業務、滞納整理業務

#### ■検満メーター取替業務

委託事業者 尾道管工事協同組合

委託期間 4月1日～平成27年3月31日

委託内容 有効期限満了となる水道メーターの取替業務

※業務従事者は、水道局発行の「名札」と「業務委託受託者証」を携帯していますので、不審な場合は提示を求めると、水道局へお問い合わせください。

☎水道局庶務課(☎0848-37-9300)

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファックス

✉電子メール

🏠ホームページ

📄申込先

🗨️問い合わせ先

## 住所が変わった皆さんへ

住所などを異動したら、14日以内に住民異動の届出をお願いします。届出をしないと、選挙のお知らせや健康保険・各種福祉関係の行政サービスなどに影響を及ぼすことがありますので、ご注意ください。

**届出先** 本庁市民課か各支所

**受付時間** 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

**必要なもの** 届出人の本人確認書類(運転免許証・住基カード・パスポート・保険証など)、委任状(本人か世帯主以外の方が代理で届出する場合)、国民健康保険・介護・後期高齢などの各種保険証

※他市から尾道市への転入届をするときは、他市で発行された「転出証明書」が必要です。

※届出については、事前にお問い合わせください。

#### ■電話予約で住民票・印鑑証明書が

平日夜間や休日に受け取れます

**予約場所** 本庁市民課か各支所(浦崎・百島支所を除く)

**対象** 住民票、印鑑証明書

**予約者** 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人

**受取者** 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

**予約方法** 受取希望当日(※休日に受取を希望する場合はその直前の開庁日)の8:30～17:00に電話にて予約

**受取場所** 予約した場所の警備室

**受取時間** 平日/17:30～21:00、休日/9:00～17:00  
(予約時に受取時間も決定)

#### 受取に必要なもの

①受取者の官公署発行の写真付の本人確認書類[※顔写真付の住基カード、運転免許証、パスポートなど(お持ちでない場合は利用できません。)]

②印鑑証明書の場合は、証明する人の印鑑登録証

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

## 一時避難場所を指定しました

地震や津波などの災害時に緊急的に避難するための場所として、一定規模以上の公園や学校のグラウンドなどを「一時避難場所」に指定しました。

指定場所については、今年度中に看板を設置する予定です。

詳しい場所については、「尾道市暮らしのガイドブック(平成26-27年度版)」に掲載しています。

指定された場所以外にも自宅近くの広場や高台など安全な場所を確認し、災害に備えましょう。



☎総務課(☎0848-38-9216)

## 飲酒運転を根絶しましょう ☎総務課(☎0848-38-9216)

飲酒運転は、重大な交通事故に結びつく、極めて悪質で危険な犯罪です。飲酒運転の根絶を目指し、みんなで取り組みましょう。

### ■ハンドルキーパー運動について

外出先でお酒を飲むときは、グループ全員の帰りの交通手段の確認と、ハンドルキーパーを決めておきましょう。

●広島県交通安全年間スローガン「ゆずりあい そのやさしさも おもてなし」

### ■春の全国交通安全運動の重点項目

- ①自転車の安全利用の推進
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④反射材の活用

### ～自転車安全利用五則～

- 一、自転車は車道が原則、歩道は例外
- 二、車道は左側を通行
- 三、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 四、安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 五、子どもはヘルメットを着用



## 市ホームページの多言語対応を始めました

現在、市ホームページの多言語による情報発信の必要性が高まっています。市では英語対応の他、新たに、フランス語、韓国語、簡体字、繁体字の自動翻訳システムを導入しました。

☎秘書広報課(☎0848-38-9377)

## 清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

- 【尾道・御調・向島地区】☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)
- 【因島地区(原・洲江含む)】☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

### ゴールデンウィークは次の日程で「もやせるごみ(可燃)」を収集します

- 4月29日(火)昭和の日は、もやせるごみが、火・金曜の地域で収集します。
- 5月5日(月)こどもの日は、もやせるごみが月・木曜の地域で収集します。※ただし、因島地域、瀬戸田町では、収集は休みます。
- 5月6日(火)振替休日は、もやせるごみが、火・金曜の地域で収集します。
- ※4月29日、5月5日・6日のごみ持込受付はありません。
- ※燃やせるごみ以外の収集はお休みです。

☎清掃事務所☎0848-48-2900 南部清掃事務所☎0845-24-0432 南部清掃事務所瀬戸田分所☎0845-27-0454

**ごみ分別の出張説明に伺います** 「ごみの分別について知りたい」「ごみの分け方・出し方が分からない…」など、地区・グループ単位で希望がありましたらお問い合わせください。(日程調整・会場確保をお願いすることがあります)

☎尾道地域・向島町・御調町…清掃事務所 ☎0848-48-2900 因島地域・瀬戸田町…南部清掃事務所 ☎0845-24-0432

### 休日のごみ持込受付のお知らせ

- 正しく分別して持ち込んでください。
- 日時 4月27日(日) 8:30～12:00
- 場所
- ①尾道市クリーンセンター(東門より入場してください)
    - 対象物 家庭からのごみ(資源物・粗大ごみを含む)
    - ☎清掃事務所 ☎0848-48-2900
  - ②南部清掃事務所
    - 対象物 家庭からのごみ(粗大・もやせないごみを含む)
    - ☎南部清掃事務所 ☎0845-24-0432
  - ③瀬戸田名荷埋立処分地
    - 対象物 家庭からのごみ
    - ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 ☎0845-27-0454
    - 当日 瀬戸田名荷埋立処分地 ☎0845-27-4810
- ※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは、休日のごみ持込を受け付けません。

### 尾道地域・シティクリーニングの日程

尾道市シティクリーニング連絡協議会と地区公衆衛生推進協議会では次の日程でシティクリーニングを実施します。住民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

※御調町・向島町・因島地域・瀬戸田町は従来の方法で実施します。

5月11日(日)	土堂・三成・高須・西藤・浦崎・木ノ庄西・木頃
5月18日(日)	向東・山波・日比崎
6月1日(日)	栗原・栗原北
6月8日(日)	吉和・百島
6月15日(日)	久保・筒湯・長江・新高山・木ノ庄東・原田
6月29日(日)	予備日

☎尾道市公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)

「家電リサイクル対象品」冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機・エアコン・テレビ・衣類乾燥機の市内の引き取り場所が4月1日より「岡山県貨物運送(株)尾道営業所(正徳町31番11号 ☎0848-22-8141)」へ変わりました。

家庭で使用されているパソコン(本体・ディスプレイ)で、不用になったパソコンは各メーカーの担当窓口へ連絡して、手続きを行ってください。メーカー不在等のパソコンについては、(一社)パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685 ☎03-3233-6091)に直接申し込んでください。市では、収集・処理できません。

# 暮らし応援します！ ～各種補助金など～



## 住宅用太陽光発電システム設置補助金

申園環境政策課(☎0848-38-9434)

4月1日より受付中です。既定数に達し次第終了します。

**交付額** 1件45,000円 **既定数** 300件

**補助対象** 市内の自ら居住か居住予定の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に住宅用太陽光発電システム(以下システム)を設置する人(※システムは未使用品であることが条件。中古品は対象外)

### ■補助をうけるために必要なこと

- ◎申請時に設置工事を行っていないこと(建売住宅の購入の場合は引渡しを完了していないこと)
- ◎平成27年3月10日までに各設置工事を完了すること(建売住宅の購入の場合は引渡しを完了すること)
- ◎平成27年3月10日までに自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約を結ぶこと
- ◎市内在住、または平成27年3月10日までに転入すること
- ◎市税等の滞納がないこと

### ■補助対象となるシステム

- ◎太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であること
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 地域集会施設リフォーム事業補助金

申園高齢者福祉課(☎0848-38-9137)

申請する場合は、工事着工前に必ず高齢者福祉課へご相談ください。

**補助金額** 補助対象に係る経費の2分の1以内の額とし、1回の申請につき上限200万円(千円未満の端数は切捨)

**補助対象** 建物(増築・改築・修繕)、設備(設置・修繕)

### ■補助をうけるために必要なこと

- ◎補助対象に係る経費が10万円以上であること
- ◎当該年度の3月末日までに工事が完了すること
- ◎市内業者(市内に本店を有する法人か市内に住所を有する個人事業者)が施工する工事であること
- ※1施設につき1回を限度とする規定は廃止したため、既にこの補助金の交付を受けた町内会等からの申請も可能。

## 子育て世帯等の住宅リフォーム費用の一部を補助

申園 建築課(☎0848-38-9247)

子どもや高齢者、障害者の皆さんが住居内で安心して暮らせるよう居住環境の質の向上を目的に、住宅リフォーム費用の一部を補助します。

**補助金額** 補助対象工事費用の10分の1以内(千円未満は切捨)で10万円を限度

**対象** 次のいずれかに該当する世帯で市税等を滞納していない世帯の世帯主

- 子育て世帯(同居者に18歳未満の人がいる世帯か居住者に出産前で母子健康手帳の交付を受けた人がいる世帯)
- 60歳以上の人がいる世帯
- 障害者世帯(居住者に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳か療育手帳の交付を受けた人がいる世帯)

**対象となる住宅** 補助対象者の居住のために、自己または親族(2親等まで)が市内に所有する住宅(店舗等併用住宅の場合は住宅部分に限る)または分譲住宅

**対象工事** 次の(1)～(5)のすべての要件に該当するもの

- (1)市で定めた補助対象工事であること(詳しくはお問い合わせください。)
- (2)施工者は、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者であること
- (3)補助金交付決定後に着工し、平成27年3月31日までに工事が完了するもの
- (4)補助対象工事費用が10万円(消費税額を含む)を超えるもの
- (5)介護保険法または障害者総合支援法の制度の給付や、国または県が実施する他の制度から補助を受けていないこと(ただし、一連の工事のうち各制度の給付等対象工事と重複しない補助対象工事に該当するものは対象となる場合があります)

**申請方法** 平成27年2月27日(金)までに、所定の申請書類等を提出(申請書類は市ホームページからダウンロードも可。各支所から庁内便で提出可)

※申請者または1戸の住宅につき1回が限度です。



## 市民活動支援事業の提案募集

申園政策企画課(☎0848-38-9435)

市民の皆さんによるまちづくり活動を補助金の交付により支援しています。

### ■活動育成部門

**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内(上限額初年度100万円、2年度75万円、3年度50万円)の最長3年まで

**提案方法** 5月16日(金)までに、所定の様式に提案(後日公開プレゼンテーションを実施)

### ■活動スタート部門

**補助金額** 補助対象経費の60%以内(上限額15万円)の1年のみ

**提案方法** 11月28日(金)までに、所定の様式により提案

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 小型浄化槽設置補助金

☎0848-38-9232 因島総合支所市民生活課 ☎0845-26-6201

### 補助金額

浄化槽の人槽	改築	新築
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

### 受付条件

- ◎浄化槽工事を行っていないこと
- ◎自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの  
(ただし、店舗などを併設するものも含むが補助は住宅部分を対象)
- ◎工事が平成27年3月15日(日)までに終了すること
- ◎補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請すること

### 補助対象外地域(以下の地域は補助対象になりません)

- 公共下水道認可区域
- 漁業集落環境整備事業区域
- 農業集落排水事業整備区域

※上記以外でも団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は対象外です。

■浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排水をきれいにしています  
浄化槽を管理(設置)している人には、浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査の3つのことが義務付けられています。

## 家庭の汚水は公共下水道へ～排水設備設置費用一部を補助～

☎0848-38-9232

公共下水道の使用が可能な区域にお住まいの人は、生活排水を衛生的に排除するため、早期に下水道への接続工事をお願いします。なお、接続工事は尾道市公共下水道排水設備指定工事店で行われます。見積りや工事は指定工事店に依頼してください。

### 下水道が利用できる地域

東御所町、西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、山波町、東尾道、高須町、御調町

※地域の一部には、未供用部分や整備区域外があります。詳しくは、下水道課か指定工事店にお問い合わせください。

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	80,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

供用開始後3年以内に公共下水道に接続する場合には、排水設備の設置費用の一部について補助金制度を利用することができます。

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象になりません。

- ①市税および市の各種徴収金等を滞納している場合
- ②当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ③認可区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ④公共下水道に接続している既設の排水設備の改築および増築工事を施工する場合

### 公共下水道を正しく使いましょう

公共下水道は生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道に汚水を流すときには、利用する人が注意して、大切に正しく使用してください。

【注意してほしいこと】※浄化槽についても同様です。

### 次のものを流さないようにしましょう

水洗トイレでトイレットペーパー以外のもの、台所で野菜くずや残飯・てんぷら油やサラダ油の廃油、シンナー、アルコールなど揮発性の高い危険物や土砂や木片、ビニール類など

## 中小企業者の皆さんへ～有利な制度をご利用ください～ 市の中小企業融資制度

☎0848-38-9182、市金融機関、尾道商工会議所 ☎0848-22-2165、因島商工会議所 ☎0845-22-2211  
尾道しまなみ商工会 ☎0848-44-3005、尾道しまなみ商工会御調支所 ☎0848-76-0282、尾道しまなみ商工会瀬戸田支所 ☎0845-27-2008

### 保証料特別補助金交付制度を延長しました!

対象 市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

◆ここが有利です◆ 本制度では、市が信用保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率(所定の料率0.45%~1.9%が0.32%~1.0%)を設定しています。さらに、一定の条件に基づき、本人負担の信用保証料に相当する額を補助する制度(保証料特別補助金交付制度[※1])もあります。

### 融資制度の種類 (平成26年4月1日現在)

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	会社・個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円	7年以内 (内据置6カ月以内)	短期年2.1%以下 (1.7%以下)	所定の信用保証料率 0.45%~1.9% うち 本人負担分 0.32%~1.0% ※所定の料率から本人負担分へ引き下げた部分は市が負担 ※さらに本人負担分を補助する制度あり
	長期年2.3%以下 (1.9%以下)			
小口貸付	会社・個人 500万円	7年以内 (内据置6カ月以内)	短期年2.0%以下 (1.6%以下)	
設備資金	会社・個人2,500万円 事業協同組合等2,800万円	10年以内 (内据置1年以内)	年2.3%以下 (1.9%以下)	

- ◎運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。
- ◎融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。
- ◎短期とは1年以内を、長期とは1年を超えて融資期間内をいう。

担保・保証人等 取扱金融機関または広島県信用保証協会所定の方法による

### 【※1】尾道市中小企業融資保証料特別補助金交付制度

対象 尾道市中小企業融資制度において500万円以下の運転資金を利用した事業者  
補助内容 事業者が負担した信用保証料に相当する額(千円未満切捨) ※期間中1事業者につき1回限り  
適用期間 平成25年4月1日~平成27年3月31日の融資実行分を対象

## 鳥獣防護さく等設置事業

■農林水産課(☎0848-38-9473)、御調支所まちおこし課(☎0848-76-2922)、向島支所しまおこし課(☎0848-44-0112)  
 因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6211)、瀬戸支所しまおこし課(☎0845-27-2212)

農作物をイノシシや鳥による被害から守るため、防護さく等の購入について補助金を交付します。

### 補助金額

■農林業者(個人)に対する補助 補助対象事業に要する経費の3分の1か30,000円のどちらか低い額

■2戸以上の農林業者(隣接する2筆以上の農地を囲む場合)に対する補助 補助対象事業に要する経費の2分の1か70,000円のどちらか低い額

※千円未満は切捨て。補助金交付申請は1年度1回までです。

対象 市内に農林地を有する農林業者※捕獲わなにつ

いては、わな猟狩猟免許を有する農林業者。

### 補助内容

- ①防護さく(トタン・溶接金網)の購入費用
  - ②電気さく(電気さく器、伝導線、ポール等をセットにした防護さく)の購入費用
  - ③防鳥ネットの購入費用
  - ④捕獲わな(箱わな)の購入費用
- ※工事費は事業費に含まれません。

申請方法 農林水産課、市各支所か農協各支店にある申請書類を提出

## 国民健康保険～医療保険に正しく入っていますか～

職場の医療保険(健康保険や共済組合など)の加入者や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の被保険者などを除いた全ての人は、国保の加入者(被保険者)となります。

### ■国保に加入するとき必要なもの[14日以内に届け出を]

他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険を喪失したとき(被用者保険の被扶養者となれる場合は、国保ではなく被用者保険に加入してください)	職場などの健康保険を喪失した証明書(資格喪失証明書)、印鑑、雇用保険受給資格者証(①に該当する人)、厚生年金証書または共済年金証書等(②に該当する人) ①非自発的失業者 ②退職者医療制度(65歳未満の厚生年金・共済年金等の退職[老齢]年金受給者で加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上)
健康保険の被扶養者からはずれたとき	職場の被扶養者をはずれた証明書(資格喪失証明書)、印鑑
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑

### ■国保を脱退するときは必ず届出が必要です

次の場合は、国保を脱退する届出が必要です。自動的に国保の資格がなくなることはありません。ただし、後期高齢者医療制度に移行する被保険者の届出は不要です。

※資格が切れた保険証を使用されると、医療費(国保負担分)を全額返還していただく場合があります。

ほかの市町村に転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、喪主の口座を確認できるもの、印鑑

### ■その他の手続き

住所・名前・世帯主等が変わったとき	保険証、印鑑
就学のため市外に住所を定めるとき	保険証、在学証明書(学生証)、印鑑
保険証を紛失したとき	本人確認書類等、印鑑

■国保年金課(☎0848-38-9142)

## 国民年金～このような時には手続きを～

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、老齢・退職年金受給者を除き、全て国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。加入する手続きを忘れて、保険料を納め忘れると、将来年金が受け取れない・額が少なくなるなどのほか、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。次のようなときには、届出が必要です。

### 20歳になったとき

厚生年金・共済組合加入者、第3号被保険者以外の人(20歳になったときは、国民年金被保険者資格取得の届出を行ってください)。

### 会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金や共済組合の被保険者でなくなったときは、会社を退職した翌日から国民年金に加入しなければなりません)。

### 配偶者の扶養でなくなったとき

配偶者の退職や本人の収入増加などにより、配偶者の扶養でなく

なったときは、第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。

### 保険料を納めることが困難な場合

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下のとき、申請により保険料の全額または一部が納付免除となります。なお、一部免除の場合、免除にならなかった部分は納付が必要です。

30歳未満の学生以外の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下のとき、申請して承認されればその期間の保険料を後払いできる若年者納付猶予制度があります。

学生の場合、本人の前年の所得が一定額以下のとき、申請をして承認を受ければ、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。

4月1日以降は、申請時点の2年1カ月前の月分まで免除申請(全額免除や一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例)ができるようになりました。

■国保年金課(☎0848-38-9135)

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファクス

✉電子メール

🏠ホームページ

📄申込先

🗨️問い合わせ先

## 4月1日から消費税率引上げに伴い各種施設の使用料や手数料等が変わりました

4月1日から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、次の使用料や手数料等を改定しました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。詳しくは市ホームページ掲載の「平成26年度当初予算の概要」をご覧ください。各担当課または施設へ直接お問い合わせください。

担当課・施設	使用料等の名称
社会福祉課 ☎0848-38-9122	総合福祉センター使用料
高齢者福祉課 ☎0848-38-9137	生きがい活動推進センター使用料
下水道課 ☎0848-38-9232	汚水処理施設使用料 住宅団地汚水処理施設使用料 公共下水道使用料 御調町公共下水道使用料
建築指導課 ☎0848-38-9245	建築物の構造計算適合性判定手数料
総務課 ☎0848-38-9332	防災無線施設費負担金 駐車場使用料(利用料金) サンボル尾道使用料
環境政策課 ☎0848-38-9434	墓園墓地使用料(因島墓園管理料)
農林水産課 ☎0848-38-9212	農村環境改善センター施設使用料 漁業集落排水処理施設使用料 向島洋らんセンター施設利用料金
観光課 ☎0848-38-9185	向島町立花自然活用村使用料 千光寺公園南斜面専用駐車場使用料 みつぎグリーンランド施設利用料金 道の駅施設利用料金 千光寺公園使用料
商工課 ☎0848-38-9183	尾道商業会議所記念館使用料
尾道勤労者体育センター ☎0848-25-4889	千光寺公園グラウンド使用料
中央図書館 ☎0848-37-4946	芸予文化情報センター使用料
市立美術館 ☎0848-23-2281	市立美術館施設使用料
圓鏝勝三彫刻美術館 ☎0848-76-2888	圓鏝勝三彫刻美術館創作棟使用料
本因坊秀策囲碁記念館 ☎0845-24-3715	本因坊秀策囲碁記念館生家使用料
しまなみ交流館 ☎0848-25-4073	公会堂使用料 しまなみ交流館使用料 御調文化会館使用料 瀬戸田市民会館使用料 市民センターむかいしま文化ホール使用料 因島市民会館使用料

担当課・施設	使用料等の名称
港湾振興課 ☎0848-22-8158	港湾施設入場料 港湾駐車場駐車料(9m未満の車両の一般使用を除く) 待合所使用料(旧尾道地区) 入港料 係船料(旧尾道地区) 上屋使用料(旧尾道地区) 港湾施設関係行政財産使用料(旧尾道地区) 野積場・荷さばき地使用料(旧尾道地区)
消防局予防課 ☎0848-55-9123	危険物関係申請等手数料
清掃事務所 衛生施設センター業務第二係 ☎0848-48-2900 南部清掃事務所 ☎0845-24-0432	廃棄物処理手数料 液状一般廃棄物処理手数料
御調支所まちおこし課 ☎0848-76-2111	みつぎいこい会館使用料 尾道ふれあいの里利用料金
向島支所しまおこし課 ☎0848-44-0111	向島中央老人福祉会館使用料
因島総合支所 しまおこし課 ☎0845-26-6212	因島フラワーセンター使用料 因島野外ステージ使用料 因島アメニティ公園交流棟使用料 因島水軍城二の丸利用料金
因島瀬戸田地域教育課 ☎0845-26-6204	因島棕の里ゆうあいランド使用料
因島総合支所施設管理課 ☎0845-26-6202	係船料(因島地区) 上屋使用料(因島地区) 野積場・荷さばき地使用料(因島地区)
瀬戸田支所住民福祉課 ☎0845-27-2211	生口島開発総合センター使用料
瀬戸田支所しまおこし課 ☎0845-27-2212	農業集落排水処理施設使用料 係船料(瀬戸田地区) 上屋使用料(瀬戸田地区) 港湾施設関係行政財産使用料(瀬戸田地区) 野積場・荷さばき地使用料(瀬戸田地区)
水道局庶務課 ☎0848-37-9300	上水道使用料 分岐負担金 分担金
市民病院 ☎0848-47-1155 みつぎ総合病院 ☎0848-76-1111	病室使用差額料 人間ドック料 文書料その他

# 公民館自主サークル活動 ☎中央公民館 ☎0848-44-0683 ☎0848-44-2569

市内各公民館では、住民の皆さんが自主的にサークルをつくり活動しています。  
 ※定員の関係等で入会できない場合があります。会費等が必要です。  
 ※参加希望者は各公民館か中央公民館へお問い合わせください。各公民館に自主サークル名と活動日時が載っている冊子がありますので、ご利用ください。

山波公民館	山波町 ☎0848-37-8226	絵手紙、歌謡、健康体操、三味線、習字、銭太鼓、大正琴、舞踊、フラワーアレンジメント、民謡、ヨガ
長江公民館	長江二丁目 ☎0848-37-9656	アートフラワー、編物、囲碁、エアロビクス、おしゃみ、折紙、絵画、菓子・料理、歌謡、健康体操、コーラス、詩吟、スポーツダンス、チェアエクササイズ、中国語、手仕事サークル、読書会、パソコン、フォークダンス、筆ペン習字、フラダンス、民謡、レクリエーションダンス
土堂公民館	西土堂町 ☎0848-23-9662	手工芸、書道、煎茶、ハガキ絵、パッチワーク、舞踊、ヨガ
吉和公民館	神田町 ☎0848-22-4665	アートフラワー、生花、英会話、絵手紙、歌謡、空手、健康体操、子育て支援、茶道、サロン、さわやか体操、さわやか勉強会、詩吟、ジャギーダンス、書道、水墨画、体力保持、手編物、篆刻、陶芸、トリム体操、パソコン、フォークダンス、料理
日比崎公民館	栗原西一丁目 ☎0848-22-8732	英会話、絵画、華道、歌謡、韓国語、クラシックバレエ、健康体操、子育てサロン、子ども舞踊、刺し子、3B体操、詩吟、社交ダンス、ダンス、三味線・民謡、水墨画、銭太鼓、太極拳、中国語、手編み、手描友禅、日本語、フォークダンス、舞踊、フラダンス、民謡、民謡・三味線、ヨガ、和紙ちぎり絵
栗原公民館	西則末町 ☎0848-23-2107	おやつ同好会、介護予防体操、歌謡、コーラス、茶道、サロン、かな習字、ペン習字、手芸、銭太鼓、煎茶、太極拳、大正琴、短歌会、トリム体操、則末生寿会、ハーモニカ、パッチワーク、舞踊
栗原北公民館	美ノ郷町 ☎0848-48-5868	アートフラワー、アマチュア無線、囲碁、エアロビクス、英会話、絵手紙、踊り、楽器演奏、歌謡、空手、韓国語、着付け、燻製、軽音楽、健康体操、剣詩舞、子育てサロン、古文書、サロン、詩吟、写真、水彩画、ストレッチ体操、スポーツダンス、銭太鼓、太極拳、大正琴、体操、ダンス、中国語、粘土の花と人形、バトン、ビーズワーク、フォークダンス、舞踊、フラダンス、フラワーデザイン、民謡、民謡・三味線、有酸素運動、ヨガ、料理
藤井川公民館	美ノ郷町	F.L.Oの会、生花、健康体操、サロン、卓球、体操、パッチワーク、ふしの会、舞踊、フラダンス、文庫、民謡、料理
木ノ庄東分館	木ノ庄町	生花、囲碁・将棋、子育てサークル、茶道、詩吟、パッチワーク、舞踊、民謡
山方分館	木ノ庄町	折り紙
原田分館	原田町	歌謡
久山田分館	久山田町	囲碁、歌謡、子育て
東部公民館	高須町 ☎0848-46-0001	アートフラワー、生花、囲碁、英会話、絵手紙、親子サークル、絵画、カウンセリングルーム、歌謡、着付、子育て、子ども英会話、子どもお絵かき、子どもダンス空手、子ども書道、子どもバレエ体操、サロン、姿勢改善、三線、手芸、手話、書道、煎茶、大正琴、体操、ダンス、手作りアート、トリム体操、パッチワーク、舞踊、フラダンス
高須南分館	高須町	アートフラワー、絵手紙、水彩画、トリム体操、吹き矢、舞踊
浦崎公民館	浦崎町 ☎0848-73-3626	編物、囲碁、エアロビクス、絵画、郷土文化、健康体操、コーラス、茶道、パソコン、バンド、ヨガ・エアロビクス
向東公民館 (サンボル尾道内)	向東町 ☎0848-44-3955	生花、おし花、折り紙、音楽教育、絵画、歌謡、健康体操、箏、3B体操、社交ダンス、かな書道、漢字書道、大正琴、ちぎり絵、陶芸、ハガキ絵、舞踊、フラダンス、フラワーアレンジメント、フラワーデザイン、民謡、ヨガ、料理、レク・ダンス
菅野公民館	御調町 ☎0848-76-1899	生花、写真、陶芸、ペン習字、料理
上川辺公民館	御調町 ☎0848-76-0301	絵手紙、歌謡、詩吟、童謡、パソコン、ヒップホップダンス、舞踊、洋裁
市公民館	御調町 ☎0848-76-2323	絵手紙、歌謡、茶道、3B体操、詩吟、太極拳、短歌、ちぎり絵、パソコン、舞踊、民謡・三味線
河内公民館	御調町 ☎0848-76-1981	歌謡、カローリング、コーラス、茶道、詩吟、銭太鼓、竹細工、ダンス、謡曲
今津野公民館	御調町 ☎0848-78-0405	絵手紙、歌謡、コーラス、3B体操、手芸、銭太鼓、大正琴、パソコン、フラダンス
綾目公民館	御調町 ☎0848-76-0050	絵手紙、歌謡、コーラス、詩吟、手芸、書道、大正琴、パソコン
大和公民館	御調町 ☎0848-76-0692	編物、絵手紙、歌謡、コーラス、書道、大正琴、南京玉すだれ、パソコン、ハンドベル、フラダンス、ミュージックベル
向島公民館	向島町 ☎0848-44-0683	編物、生花、囲碁、エアロビクス、英会話、絵手紙、お手玉、親子体育、折り紙、傘踊り、かな書道、歌謡、空手、着付け・着せ方、木目込み人形、健康体操、コーラス、琴、子どもバレエ、茶道(煎茶)、茶道(抹茶)、3B体操、児童文学、尺八、社交ダンス、写真、三味線、ペン習字、書道、吹奏楽、水墨画、スポーツダンス、大正琴、短歌、チェアエクササイズ、中国語、手描友禅、籐工芸、トールペイント、トリム体操、日本画、布絵、布工房、パソコン、パソコン絵画、パッチワーク、ハワイアンフラ、フォークダンス、舞踊、フラワーアレンジメント、フラワーデザイン、プリザーブドフラワー、洋画、洋菓子、洋裁、ヨガ、料理、和紙工芸・人形
※川尻・兼吉・江 奥・津部田・立 花・岩子島・愛 ランドの問い 合わせは、向島 公民館へ。	川尻分館(愛あいセンター内) 兼吉(やすらぎ荘内) 江奥コミュニティセンター 津部田コミュニティセンター 立花(いきいきサロン立花内) 岩子島(農業構造改善センター) 愛ランド	ジュニアオーケストラ、ママサークル 歌謡 民謡 歌謡 歌謡、舞踊 民謡
土生公民館	因島土生町 ☎0845-22-0032	囲碁、絵画、健康体操、太極拳、洋菓子、ヨガ 生花、合奏、空手、かるた、韓国語、健康体操、コーラス、3B体操、写真、習字、手話、水彩画、川柳、太極拳、大正琴、卓球、ダンス、ちぎり絵、日舞、脳刺激健康教室、俳句、マジック、ラージボール卓球、男性料理
田熊公民館	因島田熊町 ☎0845-22-0537	生花、囲碁、花道、歌謡、健康体操、子ども日舞、コーラス、茶道、サロン、3B体操、社交ダンス、写真、習字、柔軟体操、手芸、女性の会、書道、水墨画、銭太鼓、川柳、太極拳、短歌、手描友禅、陶芸、南京玉すだれ、日舞、俳句、フォークダンス、フラダンス、麵うち、ヨガ、ラージ卓球、ラージ軽運動、男性料理
三庄公民館	因島三庄町 ☎0845-22-0418	生花、囲碁、絵手紙、オカリナ、お手玉、絵画、歌謡、きりえ、子ども料理、コーラス、茶道、サロン、3B体操、写真、手芸、将棋、書道、水彩画、短歌、チェロ、陶芸、日本画、パソコン、吹き矢、舞踊、ヨガ、ラージ卓球、料理
中庄公民館	因島中庄町 ☎0845-24-0009	生花、囲碁、エアロビクス、エコクラフト、絵手紙、踊り、歌謡、空手、かるた、ギター、キッズ英会話、芸術、健康体操、剣道、子育てサークル、子ども生花、子ども囲碁、子ども絵手紙、子ども茶道、詩吟、社交ダンス、写真、手芸、ジュニア新体操、書道、水彩画、水墨画、銭太鼓、大正琴、ダンス、パン作り、フラワーアレンジメント、プリザーブドフラワー、謡曲・仕舞、ヨガ、ラージボール卓球
大浜公民館	因島大浜町 ☎0845-24-1001	頭の体操、いきいき楽習、生花、エアロビクス、歌謡、子どもスポーツ、地踊り、社交ダンス、写真、手芸、ストレッチ、ソシアルダンス、バドミントン、ビーチボールバレー、ラージボール卓球
重井公民館	因島重井町 ☎0845-25-0016	合気道、生花、囲碁、絵手紙、おし花、歌謡、空手、社交ダンス、写真、手芸、銭太鼓、太極拳、太鼓、短歌、俳句、ピラティス、舞踊、フラダンス、ヨガ、ラージ卓球、リズムダンス
東生口公民館	因島原町 ☎0845-28-0219	生花、囲碁、絵手紙、踊り、かな書道、子ども茶道、茶道、サポートクラブ、サロン、詩吟、詩舞、手芸、木版画、友禅染、ヨガ、男性料理
瀬戸田公民館 (瀬戸田市民会館内)	瀬戸田町 ☎0845-27-1878	編物、生花、絵手紙、おはなしひろば、音声訳、合唱、弦楽器、詩吟、尺八、写真、将棋、書道、水墨画、大正琴、短歌、ダンス、ちぎり絵、手描友禅、点字、南京玉すだれ、ハーモニカ、パソコン、フラダンス、木工

■料金表示のないものは参加無料です。  
 ☎電話  
 FAXファックス  
 E電子メール  
 HPホームページ  
 申 申込先  
 問 問い合わせ先